

氏名	たさか まさのり 田坂 正則		
学位の種類	博士（商学）		
報告番号	甲第 1749 号		
学位授与の日付	平成 31 年 3 月 14 日		
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当（課程博士）		
学位論文題目	<b>単体納税制度下における組織再編税制の問題点－合併税制と会社分割税制：その改善に向けて－</b>		
論文審査委員	（主 査） 福岡大学	教授	山内 進
	（副 査） 福岡大学	教授	池田 健一
	福岡大学	教授	川上 義明
	福岡大学	教授	長東 航

## 内 容 の 要 旨

### [問題意識]

本論文における筆者の問題意識の根幹は、組織再編税制の中核をなす現在の会社分割・合併の両税制が、課税の公平と経済的中立という税制上の基本原則を厳格に遵守したものになっているのかという強い懸念である。両税制が、単体納税制度下においては個別規定（別段の定め）の一つに過ぎないと認識に立てば、当然ながら他の個別規定との整合性が遵守されているのかも問われなければならないはずである。本論文では、これらの視点に立って検証を行っている。

### [研究内容]

本論文は 6 部構成とし、第 1 部で制度の内容とその沿革を概観したうえで、第 2 部で合併・分割両税制において課税を繰り延べるための適格要件の妥当性を検証している。適格要件を満たさなければ課税の繰延べが行われないという税制上の制約は、法人の組織再編成を活用した企業戦略に大きな影響を与えることは明らかである。一定の政策の実現を目的とする租税特別措置法上の制度と異なり、法人税法は、課税上の弊害がない限り、経済活動からは中立であることが原則である。その意味からも、適格要件の妥当性の検証は重要である。

適格要件における最大の問題は、会社分割・合併の両税制に共通して規定されている共同事業要件における事業関連性要件と事業規模要件である。これらの要件を満たさない会社分割や合併をなぜ税制が制限する必要があるのか、言い換えれば、これらの要件を満たさない場合に簿価引継ぎを認める弊害はどこにあるのか、明確な説明は行われていない。

経済的中立の原則からすれば極めて問題のある要件である。

第3部では、適格会社分割の構造的な問題点を検証している。想定される構造上の問題点は、次の4点である。

- (1) 課税の繰延べについて、その停止条件が規定されていない。
- (2) 分社型分割の場合、簿価引継ぎにより、分割法人は対価として取得した分割法人株式について、分割承継法人は分割取得資産について同じ含み損益を有することとなり、両法人で二重損益が計上される可能性がある。
- (3) (2)と同じく、簿価引継ぎにより含み損益の付替えが行われる可能性がある。
- (4) 会社分割により、分割法人では分割資産から有価証券への質的転換が起こることから、損益計上時期を任意に調整できることとなる。

本論文では、ある地方銀行における組織再編成について実例検証を行った。その分析の結果、上記に挙げた問題点のうちいくつかが現実のものとなっており、実に課税所得ベースで1,230億円を超える節税が行われていることが明らかになった。これは課税の公平からも見過ごせない問題である。その改善策としては、会社分割の際、分割法人においては簿価引継ぎ、分割承継法人においては時価引継ぎを行うとともに、分割対象資産の譲渡等が行われることにより含み損益が実現した場合には、分割法人が有する分割承継法人株式の評価損益を適時に損金または益金に算入する処理を強制する方法（本論文ではこの方式を「分割移転資産時価受入方式」とした。）が最も適切であると判断した。

第4部では、合併における未処理欠損金の引継要件の問題点を検証した。未処理欠損金の引継ぎに関しては、あくまでも欠損金の繰越自体が税制上の特例であるという認識の下で、引継要件の解釈の問題と併せて、課税要件明確主義、租税法律主義の観点からも検証する必要がある。完全支配関係下及び支配関係下の合併においては、一定の場合未処理欠損金について引継制限が課されているが、みなし共同事業要件を満たす場合にはその制限が解除されることとされている。具体的な要件は政令に規定されているところであるが、筆者の判断としては、みなし共同事業要件自体が租税法律主義に反する無効な規定であると結論付けた。

第5部では合併税制の問題点を検証した。まず、合併とは何なのか、その本質を考察することにより、会社分割とは異質のものであることを明らかにしている。加えて、平成29年の1年間に上場会社が合併に関して行った適時開示情報に基づき、それぞれの合併の効力発生日における株式保有関係がいつ形成されたのかを検証した。その結果、合併直前に株式の保有割合を引き上げている例が散見され、株式の保有関係に応じて適格要件を区分している現行の合併税制が、その点で形骸化している可能性を指摘した。これらの検証の結果と第2部における適格要件の問題点とも併せて、あるべき合併税制は、原則として簿価引継ぎを容認すべきであるとの結論に至った。

そして、第6部を総括として、本論文の全体の要約と提言をまとめている。

本論文における検証の結果、残念ながら会社分割・合併両税制は非常に問題の多い税制となっていると言わざるを得ない。合併と会社分割とを同質とした制度設計そのものに問

題があったことも明らかである。

税制が真の意味で経済活動に完全に中立でいられるかどうかは別にして、理念としては、そのような考えを捨てるべきではない。単体納税制度の原則の下で、経済活動に対する中立性を極力維持しながら、租税回避行為あるいはそれに類似する行為に対峙できる会社分割・合併両税制を堅持すべく、改正を加え続けなければならないと筆者は考える。わが国における組織再編税制とはどうあるべきなのか、課税繰延べに対する明確な理論の再構築を、強く望みたい。

### 審査の結果の要旨

本論文は、我が国の法人税制は単体納税制度の下にあり、組織再編税制も法人税法上の個別規定（別段の定め）の一つに過ぎず、合併や会社分割といった組織再編成が行われるとき、他の個別規定との整合性が十分に確保されているものでなければならないという視点と、会社分割・合併の両税制が、課税の公平と経済的中立という税制の基本原則を遵守したものになっているのかどうかという両側面から組織再編税制に対して考察した研究である。

本論文は6部から構成されており、第1部で会社分割・合併税制の沿革と概要を述べたうえで、第2部から第5部で4つの論点を挙げて論述している。第6部は総括である。

第2部では両税制の適格要件の妥当性を検証している。平成13年に創設された組織再編税制は、会社分割や合併による資産及び負債の移転に対しては、法人間での資産の譲渡は時価課税が原則であり、法人の組織再編成においても時価課税が行われることになった。ただし、適格要件を満たす場合には、帳簿価額を引継ぐこととされたことで、適格要件の役割は極めて大きなものとなっていると指摘している。

第3部では、会社分割という組織再編行為そのものの構造に由来する問題点について検証している。

本論文では、会社分割税制の構造的な問題点として(1)課税の繰延べ期限の問題、(2)二重損益の計上の問題、(3)含み損益の付け替えの問題、(4)損益計上時期の任意的調整の問題の4項目を挙げている。

第4部では、適格合併における未処理欠損金の引継要件について、大きな税務訴訟となったヤフー事件を手掛かりとして、検証している。この未処理欠損金の引継は、課税庁が法第132条の2(行為計算の否認)を更正処分の根拠としたことから、多くは当該規定の射程の問題として、あるいは、課税要件明確主義の観点から要件の解釈の問題として議論がされている。結論としては、現行の引継要件は、施行令において法人税法が委任した範囲を逸脱した要件設定がなされたものと結論付けている。

第5部では、最後の論点として、合併に関する適格要件について、その本質論からの検証を試みるとともに、現在実際に行われている合併の現況を分析することにより、その問題点を明らかにしている。本論文では、合併については、人格合一説を支持する立場に立ったうえで、従前の合併に対する取扱いがそうであったように、簿価引継ぎを無条件に認める税制へ回帰することが必要との結論に至っている。

本研究は以下の三点において意義がある。

第一に、ある地方銀行グループの会社分割について実証研究を行っている。有価証券報告書、適時開示資料等の公表資料から、どのようなスキームで、かつどの程度課税所得に影響を与えたかを、知見をもって試算したものであり、この試算により課税所得で1,230億円を超す節税が行われたことが明らかにされている。

さらに平成29年の1年間に上場会社の適時開示情報に基づき、それぞれの合併の効力発生日における株式保有関係がいつ形成されたのかを丹念に実証分析している。その結果、合併の直前に株式の保有割合を引き上げている例が散見されるとの実証結果を得て、株式の保有関係に応じて適格要件を区分し、現行の合併税制が、その点で形骸化している可能性を指摘している。以上、本論文は二つの実証研究に基づいた斬新的な研究である。

第二に、本論文では、共同事業要件における事業関連性要件と事業規模要件について、経済的中立性の確保の視点からきわめて問題のある要件であると結論付けている。会社分割税制を活用して、他の個別規定を形骸化することにより、節税が可能だとすれば、課税公平の視点からもきわめて問題であると論じている。公平性、中立性という視点から考察され、論文に一貫性がある。

第三に、本論文は、合併及び分割の本質論からも論じられ、現行税制は合併と分割を同質ととられ、税制が創設されており、そこに根底の問題があると述べている。したがって分割承継法人における現行の簿価引継ぎ方式を時価引継ぎ方式に変更するとともに、移転資産の譲渡等があった場合には、分割承継法人株式の評価替えを強制するという改善案を提示している。論理性に富んだ研究成果となっている。

改善点の呈示に一部具体性が欠けるところもあるが、組織再編税制研究に新たな知見をもたらした本論文の価値を損なうものではない。

以上、本論文は、理論研究及び実証研究により、組織再編税制を整理し、その改善案を示したもので、独創性、一貫性、論理性があり、研究の意義は高いものである。組織再編税制研究の新たな地平を拓くものと期待でき博士(商学)の学位を授与するのに十分価すると判定した。